

# 八幡市新本庁舎整備事業

設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル

VE提案要領

令和元年6月10日

八幡市総務部総務課

## 目次

1	総則	1
2	VE提案の範囲	1
3	VE提案の期間	1
4	VE提案の提出	1
5	VE提案の審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	2
6	VE提案の採否及び結果の回答	2
7	技術提案への反映	2
8	VE提案の内容の保護	3
9	その他	3

## 1 総則

本要領は、「八幡市新本庁舎整備事業」（以下「本事業」という。）において、八幡市が行う設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザルによる受注候補者等を特定する第二次審査における技術提案に先立ち、本事業の基本設計図書及び参考図（以下「基本設計図書等」という。）に示す機能・性能を低下させることなく、イニシャルコスト、ランニングコストの縮減等、完成物の価値の向上のためのVE提案を、参加資格を有する確認ができた者（以下「有参加資格者」という。）から受けるため、必要な事項を定めるものである。

なお、VE提案は有参加資格者の任意であり、VE提案の提出の有無若しくはVE提案の採否によって技術提案の応募が妨げられるものではない。

## 2 VE提案の範囲

VE提案の範囲は、施工方法及び工事材料など本事業の基本設計図書に記載のあるもの全てを対象とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 工期に大きな影響を及ぼすと思われる平面計画の変更
- (2) 機能、性能、品質が低下するもの
- (3) 基本設計書に示す設計コンセプトに影響を及ぼすと思われる変更
- (4) 市議会庁舎整備検討特別委員会からの提言に沿わない変更
- (5) 工期の延長を伴うもの
- (6) 周辺地域に対して工事中の騒音、振動などが著しく増加するもの

なお、基本設計書の趣旨を捉えた上で、その品質・性能の向上効果が十分に見込まれることや、基本設計図書等に明示された性能と同等以上の性能が確保されていると市が判断する場合に限り、基本設計図書等の記載内容の変更を認める場合がある。

## 3 VE提案の期間

VE提案に関するスケジュールは以下の表のとおり。

令和元年6月11日（火）～21日（金）	募集要領・設計図書等（本要領含む）の配布
令和元年7月5日（金）～16日（火）	設計図書等（本要領含む）に関する質問の受付
令和元年7月26日（金）	同 質問に対する回答
令和元年8月5日（月）～16日（金）	VE提案書の提出
令和元年8月30日（金）	プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和元年9月9日（月）	VE提案書に対する採否の回答

## 4 VE提案の提出

VE提案を行う有参加資格者は、以下によりVE提案書を提出すること。

- ・提案は基本設計図書等に示す機能等を満たすとともに、概算費用対効果額（コストダウン若しくは価値の向上又はその両方）が高いものから順に最大30項目までの提案を事前審査の対象とし、VE提案書個票として作成する。
- ・ランニングコストの効果額は、工事完了後15年の期間での算定とする。
- ・平面計画や構造、設備等の基本設計図書等に記載のものを変更しようとする場合は、一般的にその変更により危惧される機能や品質の低下、工期の延長等を補完する対策を講じるものとする。
- ・提案書個票には整理番号（最大30項目）を付記し、VE提案総括表において整理した上で提出すること。

#### (1) 提出書類

VE提案は、次の各様式（ア～エ）を使用し、必要に応じ資料及び図面などを添付して提出すること。

- ア VE提案書（様式4-1）
- イ VE提案総括表（様式4-2）
- ウ VE提案書個票（様式4-3）
- エ VE提案判定結果回答書（様式4-4）

#### (2) 提出方法

上記提案書類に示す各様式により、募集要項に基づき提出すること。

### 5 VE提案の審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

有参加資格者から提出されたVE提案は、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、評価委員会において、工期への影響、機能・性能・品質低下の有無の諸点についてそれぞれ審査を行い、審査結果を市に報告する。

市は評価委員会の報告を受けて各提案の採否を決定する。

### 6 VE提案の採否及び結果の回答

VE提案の採否の結果については、令和元年9月9日（月）にVE提案判定結果回答書（様式4-4）により個別に回答する。

なお、VE提案の採否の結果に対する不服申し立ては受け付けない。

### 7 技術提案への反映

有参加資格者は、市において採択されたVE提案を、基本設計図書等において示された仕様に関わらず、その有参加資格者の技術提案（価格提案を含む。）及び契約後の実施設計若しくは工事の施工において反映することができる。

## 8 VE提案の内容の保護

有参加資格者から提出されたVE提案については、一般的に使用されていると判断されるものを除き他の有参加資格者に無断で使用することはできないものとする。このため、内容の保護に配慮を要する提案については、VE提案書個票にその旨を明記しておくこと。

## 9 その他

- ・ 本事業の基本設計書は、令和元年6月下旬頃より市民へのパブリックコメントを実施予定である。VE提案による外観、配置、平面計画の変更等は、利用者である市民への影響を最大限考慮して限定的に採用するものもある。
- ・ 採択されたVE提案で、価格提案書の提案価格に反映したものは、そのことが把握できるように改めてVE提案総括表を作成の上、価格提案書に添えて提出すること。